

# 昭和五十八年國家公安委員會規則 警備業の要件に関する規則

警備業法（昭和四十七年法律第二百七号）第三条第三号及び第四号の規定に基づき、警備業の要件に関する規則を次のように定める。

行為は次のとおりとする。

- 一 法第四十九条の規定に基づく処分に違反する行為
- 二 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

ア 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百八条、第一百九条第一項、第一百十条第一項、第一百十七条第一項、第一百十九条、第一百二十条、第一百一十五条から第二百二十八条（第二百

二十四条第一項に係る部分を除く。」まで、第一百四十六条、第七百七十七条、第一百七十九条第二項、第一百八十条（第七百七十七条及び第七百七十九条第二項に係る部分に限る。）、第一百八十一

から第二百五十条（第二百四十七条に係る部分を除く。）まで、第二百五十三条又は第二百五十六条第二項に規定する罪

イ爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十一号）第一条第二条又は第四条に規定する暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条の二第一項若しくは第二

工項又は第一条の三（刑法第二百四条に係る部分に限る。）に規定する罪  
盜犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条から第四条までに規定

**オ** する罪  
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第一百一条に規定する罪

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百三十九号）第七十三条の二第一項に規定する罪

ク 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条又は第一条に規定する罪

ケ 航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条から第五条までに規定する罪  
コ へんらんによる金銭等の引取に因る去律（昭和五十三年法律第四十号）第一条から第五

シ 年法律第三十九号) 第三条第一項又は第二項に規定する罪  
自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律(平成二十五年法律第八十

三  
六号) 第二条から第十四条までに規定する罪  
十一号) 第四十四条、下請代金支払遲延等犯上(昭和三十二年法律第二百四十号) 第三条第一  
労働基準法(昭和二十九年法律第四十九号) 第五条、職業安定法(昭和二十二年法律第一百四  
十一号) 第四十四条、下請代金支払遲延等犯上(昭和三十二年法律第二百四十号) 第三条第一

項若しくは第五条又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条第一項の規定に違反する行為

**第一条** 法第三条第四号の國家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。  
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

二 爆發物取締罰則第一条から第三条までに規定する罪  
刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の





(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)	労働基準法第百十七条に規定する罪 職業安定法第六十三条に規定する罪 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪 金融商品取引法第二百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪 競馬法第三十条第三号に規定する罪 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪 モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪 覚醒剤取締法第四十一条第一項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第二項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（獣銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一條第二項、第十二條又は第十三条に規定する罪 著作権法第一百十九条第二項第三号に規定する罪 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十二号又は第十四号に規定する罪 火炎びんの使用等の处罚に関する法律第二条第一項に規定する罪 賃金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪 麻薬特例法第六条第一項又は第七条に規定する罪 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪 組織的犯罪处罚法第三条第一項（同項第二号から第十号まで及び第十二号から第十五号までに係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号か
--	---

ら第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで、第十条第一項又は第十一条に規定する罪

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪

(27) (28) 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ組織的犯罪处罚法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪

四十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第四十条第一号、第一百四十二条第一号、第一百四十二条第五号、第一百四十九条第一号（第十六条第三項第一号に係る部分に限る。）又は第一百五十二条第一号、第三号若しくは第六号（第六十七条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第一百三十一号）第二十九条第一号若しくは第二号又は第三十二条第一号に規定する罪

五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪

五十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百三十八条第四号若しくは第五号又は第一百四十条第二号（第六十三条第一項及び第七十二条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

五十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第三十二条（第十四条第二項に係る部分に限る。）、第三十二条第一号又は第三十四条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第三十二条第一項（第五条に係る部分に限る。）又は第三項第一号（第八条に係る部分に限る。）若しくは第二号に規定する罪

五十四 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第九十一条第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三条第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四条第五号、第九十六条第二号又は第九十七条第一号、第三号、第六号、第九号（第七十七条第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪

五十五 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第十七条（第十五条第二項に係る部分に限る。）、第十八条第一号又は第十九条第一号若しくは第二号に規定する罪

五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪

五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条（第三十七条、第四十一条第一項、第六十二条の三、第六十二条の七第一項及び第六十三条の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第一百九条第十一号若しくは第十二号、第一百十二条第二号（第三十八条第一項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。））、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第一百十四条第一号（第四十一条第三項及び第四



三 第一条のうち警備業の要件に関する規則第一条第二十八号の改正規定中「第四条第三項」を改

める部分及び「に規定する」を改める部分、第二条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第二十一条の文三見三〇「第四項第三項」と改むる部分及び「二見

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十六号）の施行の日（平成十七年七月二十二日）から施行する。

正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等

十一年法律第八十四号)の施行の日

**附 則**（平成二年九月一日国家公安委員会規則第一五号）  
この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第百五号）の施行の日（平成十二年十月一日）から施行する。

の規則共、刊法の一節を改正する法律（平成十三年法律第二百三十

の規則は、刑法の一審を改正する法律（立成十三年法律第三百三十  
一二二一三二〇）によて、施行された。二二二、第一回終篇の裏面

この規則は、刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三十八号）の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十三条及び第三十四条ト（11）の改正規定、第一条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第五条第十三号及び第三十四条ト（11）の改正規定、第四条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十三号及び第三十四条ト（11）の改正規定並びに第五条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十三号及び第三十号ト（11）の改正規定は、弁護士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十一号）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

(施行期日) 附則(平成五年三月七日國家公安委員會規則第二號)抄

**【施行期】**  
**一条** この規則は、警備業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百八号）の施行の日（平

成十五年三月三十一日)から施行する。

**附則(平成二五年八月二九日國家公安委員會規則第一三号)**

附 則（平成一五年一一月二七日國家公安委員會規則第一九號）

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成十五年二月二六日国家公安委員会規則第二〇号）  
この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

**附 則**（平成一六年二月二七日國家公安委員會規則第三號）

この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**附則**（平成一六年四月二八日國家公安委員會規則第一一號）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条

附則（平成一六年一二月二八日國家公安委員會規則第二五

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ當該各号

第一条、第四条、第七条、第十条、第十三条及び第十六条の規定

六年法律第一百五十四号) の施行の日 (平成十六年十二月三十日)

第三条、第六条、第九条、第十二条、第十五条及び第十八条

附則（平成一七年七月二二日國家公安委員會規則第一四号）

**附 則** (平成一九年八月七月国家公安委員会規則第一八号)

この規則は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十二条の改正規定（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）の施行の日）

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の改正規定（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日）

**附 則** (平成一九年九月二七日国家公安委員会規則第二二号)

この規則は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条第十六号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する規則第七条第十六号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第十六号及び第十三条の二第七号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第十六条号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第十六号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手続等に関する法律第三条第十六号の改正規定は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一九年一二月二二日国家公安委員会規則第二五号)

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十号）の施行の日（平成十九年十二月三十日）から施行する。

**附 則** (平成一九年一二月二三日国家公安委員会規則第二六号)

この規則は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百五号）の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

**附 則** (平成一九年三月一〇日国家公安委員会規則第二号)

この規則は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成一九年七月一六日国家公安委員会規則第一五号)

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年八月一日）から施行する。ただし、第一条中警備業の要件に関する規則第二条に二号を加える改正規定（同条第五十三条号に係る部分に限る）、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条に一号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る）、第三条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第五十一条の次に二号を加える改正規定（第五十三条号に係る部分に限る）、第四条中国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る）及び第五条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る）は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一九年五月二九日国家公安委員会規則第五号)

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

**附 則** (平成一九年五月二九日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三〇日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第三十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条第三十三号の改正規定、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三十三号の改正規定、第五条中国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手續等に関する規則第三条第三十三号の改正規定廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日（平成二十三年四月一日）

**附 則** (平成二三年六月一〇日国家公安委員会規則第一〇号) 抄

この規則は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年六月十四日）から施行する。

**附 則** (平成二三年七月六日国家公安委員会規則第一一号)

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行の日（平成二十三年七月十四日）から施行する。

**附 則** (平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号)

（施行期日） この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

**附 則** (平成二四年七月九日) （経過措置）

（施行期日） この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二四年九月一八日国家公安委員会規則第一〇号)

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成二四年一〇月一七日国家公安委員会規則第一一二号)

（施行期日） この規則は、平成二十四年十月三十日から施行する。

**附 則** (平成二五年七月九日国家公安委員会規則第九号)

（経過措置） この規則の施行の日から犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日前までの間は、改正後の警備業の要件に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則、国家公安委員会関係自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行規則及び確認事務の委託の手續等に関する規則中「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十七条に規定する罪」とあるのは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条に規定する罪」とする。

（経過措置） この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月九日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、同法の施行の日から施行する。



この規則は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

### 附 則（令和五年七月一〇日国家公安委員会規則第一二号）抄

（施行期日）この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

第一条（警備業の要件に関する規則の一一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の警備業の要件に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第一条の規定の適用については、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百七十七条、第百七十八条第二項又は第百八十条若しくは第百八十二条第二項（これらの規定中旧刑法第百七十七条又は第百七十八条第二項の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新規則第一条第二号アに掲げる罪とみなす。

### 附 則（令和六年一月一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。